

さけはえ縄漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 9 月 18 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 13 号に規定するさけはえ縄漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所を有する者に適用する。

(許可等の定数)

第 3 許可等を行うことができる隻数の最高限度は、2,100 とする。うち、第 4 の別表 1 に規定する操業区域 2 について許可等を行うことができる隻数の最高限度は、180 とする。

(制限措置の内容)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 に基づき別に定めるものとする。

(許可の基準)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項及び規則第 11 条第 5 項に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

(条件)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項に規定する条件は、別表 3 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項及び規則第 15 条第 1 項に規定する許可の有効期間は、1 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 8 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 4 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後

30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 10 第 1 項の例により、提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第 9 法第 58 条において読み替えて準用する同法第 39 条第 2 項及び規則第 7 条第 2 項に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から 3 か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第 10 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第 58 条において読み替えて準用する法第 47 条及び規則第 16 条の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第 58 条において読み替えて準用する法第 48 条及び規則第 17 条の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第 58 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項及び規則第 18 条第 2 項の規定による廃止等の届出及び、法第 58 条において読み替えて準用する法第 50 条及び規則第 19 条第 1 項の規定による休業又は規則第 19 条第 2 項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項の規定による許可証の書換え交付（規則第 27 条）及び許可証の再交付（規則第 28 条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成 14 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 さけはえなわ漁業の許可等の取扱方針（平成 12 年 9 月 12 日施行）は、廃止する。
- 3 平成 16 年 1 月 26 日一部改正。
- 4 平成 19 年 8 月 30 日一部改正。
- 5 平成 20 年 10 月 2 日一部改正。
- 6 平成 21 年 9 月 4 日一部改正。
- 7 平成 22 年 3 月 12 日一部改正。ただし、改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 平成 23 年 9 月 13 日一部改正。
- 9 平成 25 年 9 月 5 日一部改正。
- 10 令和 3 年 9 月 8 日一部改正。
- 11 令和 8 年 9 月 25 日一部改正。

別表 1

漁業種類			操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法								
さけはえ縄漁業	さけ	はえ縄	操業区域 1	別記のとお	10月16日から1月31日まで	制限なし	10トン未満	岩手県内に住所を有する者	—
			操業区域 2	別記のとお			3トン以上10トン未満		

別記 操業区域

1 操業区域 1

岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面

ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上5海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東5海里の点

ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東6海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東6海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端南東4海里の点

キ 陸前高田市広田町地先椿島南端南東 3 海里の点

2 操業区域 2

次のアからオまでの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面（前号の操業区域内の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。）

ア 岩手県と青森県との境界正東 10 海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東 10 海里の点

ウ 宮古市重茂鉾ヶ崎突端正東 10 海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東 10 海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東 5 海里の点

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 2 位	第 1 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 3 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業以外の漁船漁業 ^{※1} の許可を受有し、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 4 位	本漁業以外の漁船漁業 ^{※1} の許可を受有する者のうち、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 5 位	第 4 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 6 位	岩手県の漁船登録を受けた漁船の使用者として登録され、漁業の水揚実績を有する者
第 7 位	第 1 ～ 6 位に該当しない者
備考	・ 第 1 位に該当する者が許可枠を超えた場合は、水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順。更に同位の場合にはくじ引きとする。 ・ 第 2 ～ 7 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。 ・ 第 1 ～ 5 位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。

※ 1 漁船漁業：岩手県知事が許可する中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、かご漁業及びいるか突棒漁業

※ 2 漁業調整上の理由等により、本漁業の許可の有効期間が 1 年未満に短縮されている場合、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者」を「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日の直近の有効期間に許可を受有する者」と読み替える。

別表 3

漁業種類	条件
さけはえ 縄漁業	(1) 操業区域 1 の場合 ア 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。 イ 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。 (2) 操業区域 2 又は両方の操業区域で操業する場合 ア 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。 イ 操業に当たっては、無線設備及びG P S 又はレーダー設備を具備しなければならない。 ウ 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。